

[制度改正のポイント] ソーラーシェアリング 実務用Q&A / Q.11-14 一時転用許可申請書、添付する書類について

[制度改正のポイント]

ソーラーシェアリング 実務用Q&A

平成30年5月15日、ソーラーシェアリングに関する農地転用の取扱い規定が変更されました。これは、ソーラーシェアリングにとっては実質的に規制緩和となるものです。

農林水産省では、農地転用許可制度上の取扱いを整理した「営農型発電設備の実務用Q & A（営農型発電設備の設置者向け）」も公開しています。ここでは、そのQ & Aの中からポイントとなる項目を厳選し、事業者の立場から解説します。

[営農型発電設備の実務用Q&A（営農型発電設備の設置者向け）8月31日改定版 / 農林水産省](#)

制度改正のポイント



ソーラーシェアリング実務用Q&A Q.11-14：一時転用許可申請書、 添付する書類について

[一時転用許可申請書]

Q.11

営農型発電設備の設置に際して、まずどこに相談すれば良いですか？

A.

まずは、事業計画地を管轄する市町村の農業委員会に相談しましょう。また、各地方農政局にも相談窓口が設けられています。



【一時転用許可申請書】

Q.12

営農型発電設備の支柱は、平成27年の通知改正で最低地上高を2m以上確保することとなっていますが、それ以前に高さ2m未満の支柱で設備を設置していた場合は？

A.

当初の一時転用期間中に効率的な農業機械の利用、営農の適切な継続が確保されていて、かつ、今後も適切な営農継続が確実に認められる場合には、支柱の高さを変更せずに再許可を受けることができます（[Q02](#)参照）

〔添付する書類〕

Q.13

一時転用許可申請の際に「下部の農地における営農計画書」には、
どのような内容を記載すれば良いですか？

A.

設備下の農地面積、営農者の属性・農業経歴、作付予定の作物と作付面積、農作業のスケジュール、使用する農業機械の情報などが必要です。また、発電設備による「営農への影響の見込み」については、

栽培する農作物の生育に適した条件および設計上その生育に支障が生じない理由、
農作業を効率的に行う空間がどのように確保されているか
農作物の単収見込み
などを記載します。

〔添付する書類〕

Q.14

10年以内の一時転用許可の対象となる「担い手」の条件のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当することは、どのように証明すれば良いですか？

A.

この基準は、農業経営基盤促進強化法に基づいて各市町村が定める「市町村基本構想」に、その地域における指標となる数値が定められています。この指標は、年間農業所得や年間労働時間によって構成されているため、所得を証明する書類や労働時間に関する記録などによって証明することになります（[Q4](#)参照）。

監修：馬上丈司

illustration : Tomoyuki Okamoto text : Kiminori Hiromachi

（「アースジャーナルvo.6」より転載 一部再編集）

[\[おすすめ雑誌\] 最新事例や制度改正のツボがわかる！](#)



[はじめよう、農業×エネルギー ソーラーシェアリング導入Q&A](#)

